

平成17年12月

内閣総理大臣 小泉純一郎 様
厚生労働大臣 川崎 二郎 様
国土交通大臣 北側 一雄 様
環境大臣 小池百合子 様

尼崎市長 白井 文

アスベストによる健康被害対策等の強化に関する要望

本年6月に(株)クボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民にアスベスト健康被害が発生しているとの発表がされて以来、本市には市内はもとより全国に転居した方々から、1700件を超える相談や情報提供があり、180人を超す中皮腫による死亡者や罹患者の情報が寄せられています。

この間、国におかれましては迅速な対応を実施していただき、また「石綿による健康被害の救済に関する法律(仮称)案大綱」(以下、「新法案」という。)も発表され、来春にも国会に提案されるところまでに至ったことは、早急の救済を推進するという意味において、一定の前進であると受け止めております。

しかし、人口動態統計の死亡小票などによる健康影響実態調査への着手が遅れたことから、実態の解明が不十分なままでの立法措置となり、多数の環境暴露による健康被害者が生じていることが推測される本市にとりましては、不十分な内容になっていると言わざるを得ません。

特に、職業上アスベストによる健康被害を受けた方の補償と工場の周辺に居住していただけで健康被害を受けた市民の補償に大きな差があってはならないと考えます。

さらに、アスベストを含む公共施設や民間建築物への対策についても、その実効性を担保するには財政的な支援が必要であると考えます。

こうしたことから、国におかれましては、健康被害者の救済・補償や今後の被害の拡大を確実に防止するため、次の措置を講じられることを強く要望いたします。

- 1・新法案の立法化と並行して、環境暴露による健康被害と発生源の因果関係を究明されたい。
- 2・本市としても、過去にアスベストを使用していた工場等の調査を行っているが、既に廃業しているなど、当時の状況把握が難航しており、関係省庁が把握されているアスベストの取り扱い事業所等に関する情報を提供されたい。
- 3・環境暴露による健康被害者に対して公害健康被害補償法や労災補償とバランスのと

れた補償を制度化されたい。

- 4・新法案における指定疾病を中皮腫と肺がんに限定するのではなく、労災の対象疾病と同等に考えられたい。
- 5・労災対象者以外の者が胸膜肥厚斑等の指定疾病以外のアスベスト疾病を発症し、経過観察が必要とされた市民に対し、労災における健康管理手帳に相当する支援措置を実施されたい。また、自治体が行っているアスベスト健康被害への財政的支援を実施されたい。
- 6・公共施設の民間建築物における吹き付けアスベスト対策を促進するため、アスベストの検査、除去等に対して財政的な支援を実施されたい。
- 7・新法案で予定されている基金への拠出は、地方自治体に求めるのではなく、国と事業主の責任において実施されたい。